

◎新潟県公安委員会告示第33号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査（以下「検定合格者審査」という。）を次のとおり実施する。

令和8年3月24日

新潟県公安委員会

委員長 櫻井 香子

1 区分、実施日時及び定員

区分	実施期日	実施時間	定員
空港保安警備業務2級	令和8年4月24日（金）	午前9時から 正午まで	各10人
施設警備業務2級			
交通誘導警備業務2級			
貴重品運搬警備業務2級			

2 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部意見聴取事務室

3 対象者

(1) 空港保安警備業務2級

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）の規定による検定（以下「旧検定」という。）の空港保安警備1級又は2級に合格した者

(2) 施設警備業務2級

旧検定の常駐警備1級又は2級に合格した者

(3) 交通誘導警備業務2級

旧検定の交通誘導警備1級又は2級に合格した者

(4) 貴重品運搬警備業務2級

旧検定の貴重品運搬警備1級又は2級に合格した者

4 判定方法

学科試験及び実技試験により判定する。ただし、実技試験の前に学科試験を実施し、学科試験が合格基準に達しなかった者に対しては、実技試験を実施しない。

5 申請手続

(1) 提出書類

審査申請書1通に次に掲げる書類を添付の上、提出すること。

ア 写真1枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

イ 旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「旧合格証」という。）の写し1通

ウ 新潟県公安委員会以外の公安委員会から旧合格証の交付を受けている者にあつては、新潟県内に住所地があることを疎明する書面（住民票の写し、運転免許証の写し、免許情報記録個人番号カードの表面の写し等）又は新潟県内の営業所に属することを疎明する書面（営業所の所属証明書等）

(2) 提出先

郵便番号 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター 警備業担当

(3) 審査手数料

4,700円（納付された手数料は還付しない。）

(4) 事前申込み

検定合格者審査を受けようとする者は、審査申請書を提出する前に、次により申し込むこと。

ア 申込期間

令和8年4月9日（木）及び同月10日（金）の各日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センターの受付専用電話
電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

ウ 留意事項

(7) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(4) 定員になり次第、受付を締め切る。

(ウ) 1件の電話での申込みは、1人とする。

(5) 受検申込み及び審査申請書の提出

(4)により事前申込みを受理された者は、次のいずれかの方法により受検申込みを行うこと。

ア 持参による受検申込み

持参により受検申込みを行う場合は、申込者が審査申請書を提出先に直接持参した上で、手数料を納付すること。

(7) 申込期間

令和8年4月16日(木)及び同月17日(金)の各日午前9時から午後4時30分まで(正午から午後1時までを除く。)

(4) 申込方法

(1)の提出書類を(2)の提出先へ直接持参すること。

(ウ) 手数料納付方法

受検申込時にキャッシュレス決済又は現金決済により納付すること。

イ 郵送による受検申込み

郵送により受検申込みを行う場合は、申込者が審査申請書を提出先に郵送した上で、電子納付により手数料を納付すること。

(7) 申込期間

電話による事前申込み終了後から令和8年4月17日(金)まで(締切日の消印有効)

(4) 申込方法

(1)の提出書類を「簡易書留」又は「レターパックプラス」により(2)の提出先へ郵送すること(郵送に要する費用は申込者の自己負担とする。)

(ウ) 手数料納付方法

受付期間内に「新潟県電子申請システム」により納付すること。

ウ インターネットによる受検申込み

インターネットにより受検申込みを行う場合は、申請者が電子申請した上で、電子納付により手数料を納付すること。

(7) 受付期間

電話による事前申込み終了後から令和8年4月17日(金)午後4時30分まで

(4) 申込方法

「e-Govポータル」(<https://www.e-gov.go.jp>)の「電子申請」により、必要事項を入力の上、

(1)の提出書類を添付して申し込むこと(パソコンでのみ申込可能。スマートフォンからの申込みはできない。)

(ウ) 手数料納付方法

イ(ウ)と同様

6 留意事項

旧合格証の記載事項に変更がある者は、事前に書換えをしてから申請すること。

7 問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター
電話番号 025-285-0110(代表)